

宇治市公告第 5 6 号

大久保町田原ほか配水管改良工事に係る一般競争入札について

大久保町田原ほか配水管改良工事について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

なお、「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格等の事後公表の試行工事です。

また、本工事は、契約対象工種の一部を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費（概略発注工を除く直接工事費）」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事です。

おって、本工事は、「週休 2 日制工事」として、月単位の週休 2 日に取り組む工事です。

令和 7 年 9 月 1 2 日

宇治市長 松村 淳子

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 大久保町田原ほか配水管改良工事
- (2) 工事場所 宇治市大久保町田原地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

(昼間工区)

D I P - G X ϕ 3 0 0 ~ ϕ 7 5	4 6 2 . 7 m
D I P - K ϕ 3 5 0 ~ ϕ 7 5	2 . 6 m
H I V P ϕ 1 5 0 ~ ϕ 5 0	2 1 . 1 m
弁栓類	2 1 基
不断水工	5 箇所
給水管引込替	1 3 箇所
鋳鉄管撤去工	一式

(夜間工区)

D I P - P N ϕ 3 0 0	5 3 . 9 m
D I P - G X ϕ 3 0 0 $\sim$ ϕ 1 0 0	4 5 9 . 8 m
D I P - K ϕ 1 5 0 $\sim$ ϕ 1 0 0	0 . 4 m
H I V P ϕ 1 0 0 $\sim$ ϕ 5 0	1 1 . 1 m
弁栓類	1 3 基
不断水工	2 箇所
水道管挿入工	一式
小口径推進工（泥土圧式） ϕ 4 0 0	4 8 . 8 m
立坑工	一式
補助地盤改良工	一式
鋳鉄管撤去工	一式

（４）工 種 水道施設工事

（５）工事期間 契約日から令和８年１０月３０日まで ３５９日間

（６）そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

２ 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

（１）共同企業体の要件

- ① 構成員の数は、２者とする。その内訳は、（２）に定める要件を満たす共同企業体の代表者となる構成員（以下「代表者」という。）及び代表者以外の構成員（以下「その他構成員」という。）であること。
- ② 自主結成された共同企業体であること。
- ③ 全ての構成員の出資比率が３０パーセント以上であること。

（２）構成員の資格要件

共同企業体を結成した代表者及びその他構成員が次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。

- ② ４（２）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- ④ 宇治市暴力団排除条例（平成２５年宇治市条例第４３号）第２条第４号の暴力団員等又は同条第５号の暴力団密接関係者でないこと。
- ⑤ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事業について受けている単体企業であること。
- ⑥ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。
- ⑦ 代表者は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格を有する技術者を、その他構成員は以下の全ての条件を満たす監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- a) 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
 - c) 営業所技術者以外の技術者であること。
- ⑧ 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。
- a) 確認申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。
 - b) 営業所技術者以外の者であること。
- ⑨ 代表者が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第２７条の２第１項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が８５０点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- ⑩ 代表者が宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑪ 代表者が構成員の中でより大きな施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員の中で最大であること。
- ⑫ その他構成員が宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑬ その他構成員が本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な経営事項審査を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における水道施設の総合評定値（P）が750点以上であること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- ⑭ その他構成員が「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

（３）共同企業体の協定方式

協定方式の参考として「特定建設工事共同企業体協定書」を示すが、類似の協定方式でもよい。

（４）認定資格の有効期限

共同企業体の有効期間は、本工事の完成の日後3か月以上経過する日までとする。ただし、落札者以外の者にあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札参加資格の確認

- （１）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（２）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 特定建設工事共同企業体協定書の写し

- ② 委任状の写し
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し（代表者及びその他構成員共に提出すること。）
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（代表者及びその他構成員共に提出すること。）

（３）提出部数 １部

４ 入札参加資格の確認手続

（１）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）
の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和 7 年 9 月 1 2 日 午前 9 時から

令和 7 年 9 月 2 6 日 午後 2 時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（２）確認申請書の提出

① 提出方法等

- ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。
なお、添付書類のファイルサイズが総量で 2 メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。
- ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 6 1 1 - 8 5 0 1

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和7年9月12日 午前9時から

令和7年9月26日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和7年10月7日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者には電子メール等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和7年9月12日 午前9時から

令和7年10月22日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX 番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和7年9月12日 午前9時から

令和7年10月8日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和7年10月14日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和7年10月21日 午前9時から午後6時まで

令和7年10月22日 午前9時から午後2時まで

(2) 予定価格の公表

令和7年10月22日午後2時以降に入札情報公開システムに掲載する。

(3) 予定価格に関する質疑の受付期間

予定価格を公表した時から

令和7年10月24日 正午まで

予定価格に関する質疑に限り受け付ける。提出方法及び提出先は設計図書類に関する質疑と同様とする。

(4) 回答

予定価格に関する質疑の回答については、質疑締切後3日以内（休日等を除く。）に質疑者に対し回答する。

(5) 開札日時

予定価格に関する質疑がない時 令和7年10月27日 午前9時

予定価格に関する質疑がある時 令和7年10月30日 午前9時

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式

による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

予定価格については、入札期間終了後に公表する。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。調査基準価格の算定に当たっては、補正係数（ α 値）は用いない。

なお、調査基準価格については、入札（見積）の経過及び結果と併せて公表する。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の 100 分の 3 相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

1 6 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

1 7 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

各会計年度の支払限度額の範囲で出来高に応じて支払う。

部分払の回数は、1 回とする。

(3) 各年度の支払限度額

各年度の支払限度額の比率は、おおむね次のように設定しているが、工事の進捗状況により、変更する場合がある。

令和 7 年度 1 8 パーセント

令和 8 年度 8 2 パーセント

1 8 閲覧

宇治市財務規則（昭和 4 4 年宇治市規則第 1 号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成 4 年宇治市水道事業管理規程第 1 4 号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領は閲覧することができる。

1 9 その他

(1) 入札参加者は、低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参

考資料を参照することとする。

また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。

なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出、内容及び金額に関する質問は受け付けない。

(6) 1 から 19 までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準、低入札価格調査制度に関する要領及び予定価格等の事後公表試行実施要領の定めるところによる。

なお、1 から 19 までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

工事入札参加者の皆様

低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1）低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね 3 億円以上	管	概ね 1 億 5 千万円以上
建 築	概ね 1 0 億円以上	舗 装	6 千万円以上
電気工事	概ね 1 億 5 千万円以上	造 園	6 千万円以上
水道施設	概ね 3 億円以上	その他の工事	6 千万円以上

2）低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。

【調査基準価格】

調査基準価格は次の(1)から(4)の合計金額（1 0 0 0 円未満切り捨て）とします。ただし、その額が予定価格(税抜)に1 0 分の9. 2 を乗じて得た額を超える場合にあっては1 0 分の9. 2、1 0 分の7. 5 を乗じて得た額を下回る場合にあっては1 0 分の7. 5 の額とし、1 0 0 0 円未満を切り捨てた額とします。

なお、建築工事等の各項目に区分する金額は令和5年5月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

※各項目は円未満切捨て。

- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、一旦保留とし調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間（開札日から）参加できません（特定建設工事共同企業体の場合はすべての構成員）。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができるものとします。

- ④ 低入札価格調査制度に関する要領及び様式等については、宇治市ホームページに掲載しています。低入札価格調査対象者となった場合は、ホームページから様式をダウンロードし、作成要領に従って提出資料を作成してください。

- ⑤ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者）を補助者として専任で配置してください。入札参加時に配置予定技術者調書を提出している場合、増員する技術者は、調書に記載の者に限りません。

※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。

※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

3) 提出書類及びその他特記事項について

これまで調査対象者から提出があった調査資料については、契約課窓口で受理し、その後契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行ってまいりましたが、令和7年4月以降に入札公告等を行う案件から、調査資料提出時の運用及び当該資料の受理方法を変更しておりますので注意してください。

- ① 本工事は「予定価格等の事後公表試行実施要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事となるため、入札時に4)に記載の「入札額と同額の提出用内訳書」の提出を求めます。提出されなければ、失格となります。提出用内訳書は、調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13及び添付資料）（以下「調査資料」という。）と同一内容及び数値となるよう十分注意してください。
- ② 調査資料は、入札執行日の翌日から起算して7日以内（17時まで）に電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。受付時に調査資料の確認及び内容について聞き取りを行うため、調査資料の提出日時を契約課と調整して持参するものとします。
- ③ 調査資料提出時に、調査対象者同席のもと資料の確認及び内容について聞き取りを行い、資料に不備又は不足がある場合は受理しません。
- ④ 調査資料に不備又は不足があった場合で再度提出を希望する場合は、提出期限内において②及び③と同様の手続きを行います。なお、調査対象者の事情により、再提出が出来ない場合でも異議の申し立てをすることはできません。
- ⑤ ②で求める期限までに不備又は不足のない調査資料を提出できない場合は失格とし、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく措置を行うものとします。ただし、調査資料が不備又は不足により受理されなかった場合で、「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を調査資料の提出期限までに提出した場合は、失格とし⑩に記載の取り扱いとします。なお、当該申出書を提出した場合でも、2)の③に記載の参加制限は解除されません。
※調査資料を提出せずに契約課等による受付時の確認を受けていない場合は、当該申出書を提出することはできません。
- ⑥ 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するために、追加資料の提出を求めることがあります。追加資料を指定した期限までに提出できない場合は、⑤に記載の申出書を提出してください。
- ⑦ 調査資料の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。
- ⑧ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。

- ⑨ 本工事は予定価格等の事後公表の案件となるため、調査を辞退することが可能です。調査を辞退する場合は、以下のとおり手続きしてください。なお、調査を辞退した場合は失格とし、⑩に記載の取り扱いとします。

(1) 開札前に調査を辞退する場合

入札書の受付期間中に、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札前に調査を辞退した場合は、開札の結果、調査対象者となっても、2)の③に記載の参加制限は受けません。

(2) 開札後に調査を辞退する場合

調査資料の提出期限までに、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札後に調査を辞退する場合、2)の③に記載の参加制限の対象となります。なお、参加制限は辞退届の提出をもって解除できるものとします。ただし、辞退届を提出し参加制限が解除されても、既に参加制限を受けた他の入札等は解除の対象外ですので注意してください。

また、期限までに辞退届が提出されない場合、⑤に記載の指名停止の対象となりますので注意してください。

- ⑩ 予定価格等の事後公表の案件で調査辞退届を提出した場合又は「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出した場合は、次のような取り扱いとなりますので注意してください。

1回目 口頭注意

2回目 文書による警告

3回目 指名停止

※本取り扱いの履歴は年度末でリセットします。

4) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

①工事名

②商号又は名称

③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）

④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

- ①内訳書に記載すべき内容（上記（１）①～④）のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
- ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
- ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
- ④内訳書の計算に誤りがあるもの
- ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

5) 予定価格に係る質疑の受付について

予定価格に係る質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者に限ります。質疑をすることができる期間は、予定価格を公表した日から起算して３日後（休日等を除く。）の正午までとします。

なお、質疑が次のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わないこととしますので注意してください。

- (1) 入札者であることが確認できない者から送付されたもの
- (2) 定められた期間後に到達したもの
- (3) 定められた方法以外の方法によるもの
- (4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書等により確認できるもの
- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質疑期間中に質疑を行い確認すべきものの又は質疑があり回答を行ったもの
- (7) 設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (8) 質疑内容が読み取れないもの
- (9) 当該入札に直接関係のないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し質疑を行い正常な公務の執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの

6) 監理技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は専任となりますが、監理技術者を他工事と兼任する場合は、配置予定監理技術者調書にその旨を記載してください。

開札日が同日又は開札日は異なるが入札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず**入札書受付開始日の1営業日前の午後5時までに**宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

7) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

8) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

9) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

10) 入札中止後の指名競争入札への移行について

設計図書類の誤り等により入札を中止した場合、その誤りによって予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で実施することがあります。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

11) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について

この運用は、「予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領」第2条第9号で規定する最低基準価格及び「低入札価格調査制度の運用に関する要領」第2条の2に規定する調査基準価格に適用するものです。

なお、この運用については、令和5年5月1日以降に発注（公告、公募）したものから適用となります。

工事の種別		直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費に 区分するもの
一般土木工事		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
機械工事（管工事）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
電気工事（建築関係）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
昇降機設備工事等		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
建築に係る解体工事		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
上下水道等工事 （機械設備工事） （電気設備工事）	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
最低基準価格、調査基準価格		×0.97	×0.9	×0.9	×0.68

- * 上記以外の工事については、一般土木工事の算出を適用します。
- * 昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含みます。
- * 最低基準価格、調査基準価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ積上げによる費用を含むものとします。
- * 複数の工事種別から構成される工事においては、上記の対象工種毎に算出したものの和を最低基準価格、調査基準価格とします。

宇治市概略発注方式の試行要領

1.目的

概略発注方式は、工事発注時の契約対象工種の一部を、「主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)」に対する率で費用を一式計上し工事価格の算出を行うことで、発注事務の円滑化と応札者の積算業務の簡略化を目指すことを目的とする。

2.試行対象工事

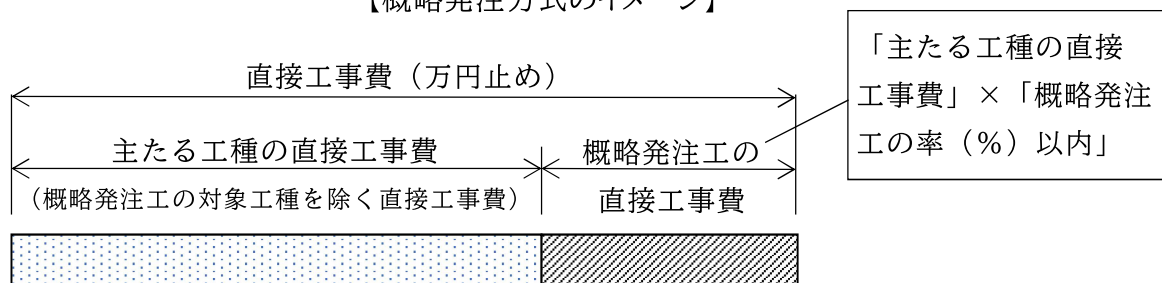
令和4年5月以降に入札告示を行う予定価格等の事後公表の対象となる工事案件のうち、公告及び特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示した工事とする。ただし、建築工事(設備を含む)は対象外とする。

3.内容

当初発注時の直接工事費の中から概略発注する工種(以下、概略発注工)を選定・集約し、主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)の総額に対する率(%)により一式計上する。

率計上の金額は、直接工事費の総額が万円止めとなるよう、算出した率以内の金額を計上する。

【概略発注方式のイメージ】



4.概略発注工の率及び金額の算定

(1)概略発注工の率は、次式により算出する。

$$R=A/B\times 100$$

R:概略発注工の率(%) ※小数第1位止め(小数第2位以下を切り捨て)

A:概略発注工の直接工事費の合計額(円)

B:主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)の合計(円)

(2)概略発注工の金額は、次式により算出する。

$$Cg=B\times R/100$$

$$Cg'=Cg-F$$

Cg : 端数調整前の概略発注工の金額(円)

Cg' : 端数調整後の概略発注工の金額(円) ※設計計上額

F : 10,000 円未満の端数調整額(円)

Cg' は直接工事費の総額(Cg' + B)が万円止めとなるよう、算出した金額の10,000 円未満の端数を調整した額とする。

5. 設計図書の構成(閲覧設計書)

- (1) 直接工事費は「主たる工種」と、契約対象工種の一部を一式計上した「概略発注工」の合計で構成される。
- (2) 主たる工種の直接工事費は、従来通りの方法で積算する。
- (3) 概略発注工は、「主たる工種の直接工事費」に対する率(%)で費用を一式計上したものとして設計内訳書に記載する。
- (4) 概略発注工の対象工種については、閲覧設計書内に名称、規格及び数量を明示したうえで、概略発注工の対象工種である旨の条件明示を行う。なお、金額については概略発注工の項目で率(%)にて一式計上しているため、対象工種の単価には金額を計上していない(二重計上の防止)。
- (5) 概略発注工に係る主たる工種の直接工事費に対する率(%)については、設計内訳書における概略発注工に明示する。

6. 当初設計の運用

- (1) 概略発注工の対象とする工種やその数に、制限は設けないものとする。
- (2) 概略発注工を含めた直接工事費の総額は万円止めとする。
- (3) 概略発注工の金額はすべての間接工事費等の対象とする(処分費や支給品等、間接工事費等の対象とならない工種が含まれている場合も同様とする)。
- (4) 発注図面は従来通りの記載とし、概略発注工である旨等は明示しないものとする。
- (5) 積算参考資料には、概略発注工の率及び金額の算定方法、間接工事費等の対象区分等について明示する。
- (6) 当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は、受け付けないものとする。
- (7) 契約後、速やかに、概略発注工を含めて設計照査を行うものとする。

7. 変更設計(精算時)の運用

- (1) 数量及び内容の変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを従来の積み上げ積算に変更するものとする。
- (2) 直接工事費の総額を円止めへ変更するものとする。

8. 公告文及び特記仕様書への明示

公告文及び特記仕様書には、本試行の対象工事であることを明示するものとする。

【記載例】

公告文

- この工事は、契約対象工種の一部を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工事費)」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。
- 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は受け付けない。

特記仕様書

(概略発注方式の試行)

- 1 本工事は、契約対象工種の一部を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工事費)」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。対象工種については閲覧設計書、率及び率計上による金額の算出方法等は積算参考資料を参照のこと。
- 2 本工事の当初発注時の直接工事費の総額は万円止めとしている。
- 3 対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを積上げ積算により変更契約するものとする。また、変更契約時は直接工事費の総額を万円止めから円止めへと変更するものとする。

電子保証の導入について

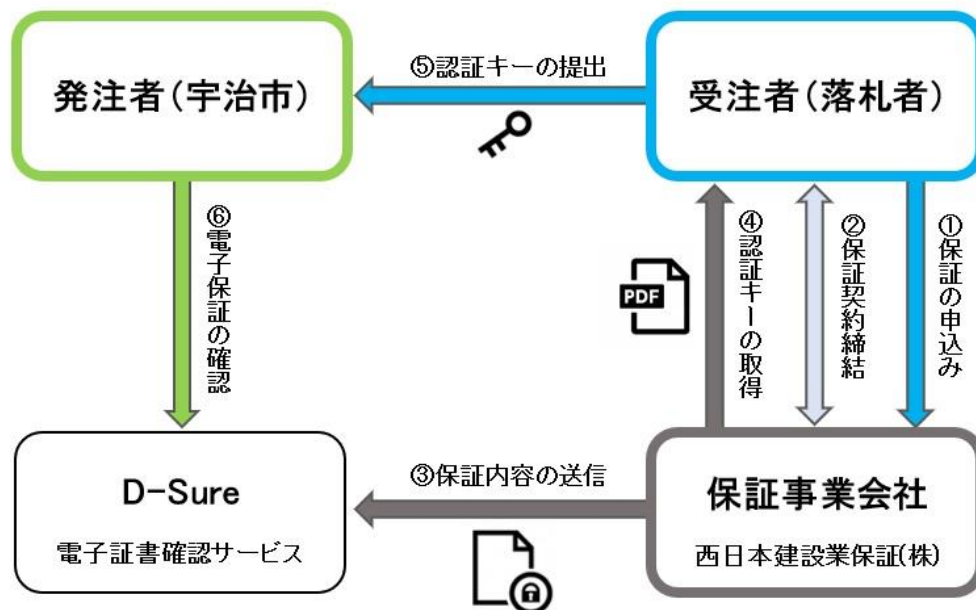
宇治市では、契約事務における負担軽減及び効率化等を目的とし、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを、次のとおり開始します。

なお、従来通り書面による保証証書での提出も可能です。

1 電子保証とは

従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。

<電子保証の仕組み及びフロー>



2 電子保証の対象となる保証証書

保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証

※電子保証の申込方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。

※金融機関や損害保険会社等の保証は従来通り書面により提出してください。

3 電子保証の対象となる契約

令和7年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約案件

4 認証キー等の提出方法

(1) 提出する物

保証事業会社から提供された『電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ』

(2) 提出方法

メールまたは紙（印刷）で提出してください。

(3) メール送信時の留意事項

- ①メール本文に認証キー等を記入せずに、保証事業会社から提供された(1)の PDF ファイルを添付してください。
- ②メールの件名は「【保証名称・認証キー】業者名」としてください。
（例：【契約保証・認証キー】〇〇〇〇株式会社）
- ③メール本文中には、案件名、担当者氏名、連絡先を必ず記載してください。

(4) 注意事項

偽造防止のため、電子証書そのものを印刷した紙又は PDF ファイルをメールにより提出した場合は、保証証書の提出として認められませんので、ご注意ください。

5 認証キー等提出先

(1) 契約保証

契約担当課（契約課または上下水道総務課）へ提出してください。

※メールで提出する場合は、契約締結日の前日までに提出をお願いします。

※紙で契約日に提出された場合、保証内容の確認にお時間をいただきます。あらかじめご了承ください。

(2) 前払金保証及び中間前払金保証

工事（業務）担当課へ提出してください。

【提出先メールアドレス】

宇治市ホームページにてメールアドレス一覧を掲載しています。以下の URL からご確認ください。

<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>